様式第二の第一表中

「

諸費		

」を

「

諸費	＜　＞ ＜　＞	＜　＞ ＜　＞

」に

改め、同表の記載注意として次のように加える。

（記載注意）

諸費の上段＜　＞内には寄付金に係る費用を、下段＜　＞内には団体費に係る費用を内数として記載すること。

様式第二の第一表の項目別明細表(3)の諸費の表中

「

旅費						

」を

「

旅費						
寄付金						
団体費						

」に

改める。

別表第一の第一表中

「

	旅費	出張、転勤等により支給する車船賃、宿泊費、日当等を整理する。
	その他諸費	寄付金、雑費及び雑損を整理する。

」を

「

	旅費	出張、転勤等により支給する車船賃、宿泊費、日当等を整理する。
	寄付金	
	団体費	諸会費及び事業団体費等を整理する。
	その他諸費	上記以外の諸費を整理する。

」に

改める。

（一般電気事業部門別収支計算規則の一部改正）

第五条　一般電気事業部門別収支計算規則（平成十八年経済産業省令第百二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の3.(1)中

「

電灯料（太陽光発電促進付加金を除く。）	一般需要部門
電灯料（太陽光発電促進付加金に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門
電力料（太陽光発電促進付加金を除く。）	電力料の種類に応じて一般需要部門及び特定規模需要部門
電力料（太陽光発電促進付加金に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門

」を

「

電灯料（太陽光発電促進付加金及び再エネ特措法賦課金を除く。）	一般需要部門
電灯料（太陽光発電促進付加金及び再エネ特措法賦課金に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門
電力料（太陽光発電促進付加金及び再エネ特措法賦課金を除く。）	電力料の種類に応じて一般需要部門及び特定規模需要部門
電力料（太陽光発電促進付加金及び再エネ特措法賦課金に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門

」に、

「

接続供給託送収益（太陽光発電促進付加金に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門

」を

「

接続供給託送収益（太陽光発電促進付加金に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門
再エネ特措法交付金	一般需要・特定規模需要外部門

」に、

「

他社購入電源費（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第５条第１項の規定により定められる判断の基準に基づく太陽光発電による電気の調達に要した費用の総額から当該調達により事業者がその需要に応じた電気の供給のために必要な発電量が減少したことによつて事業者が支出することを免れる費用の額を差し引いた額（以下「太陽光発電促進付加金相当額」という。）に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門

」を